

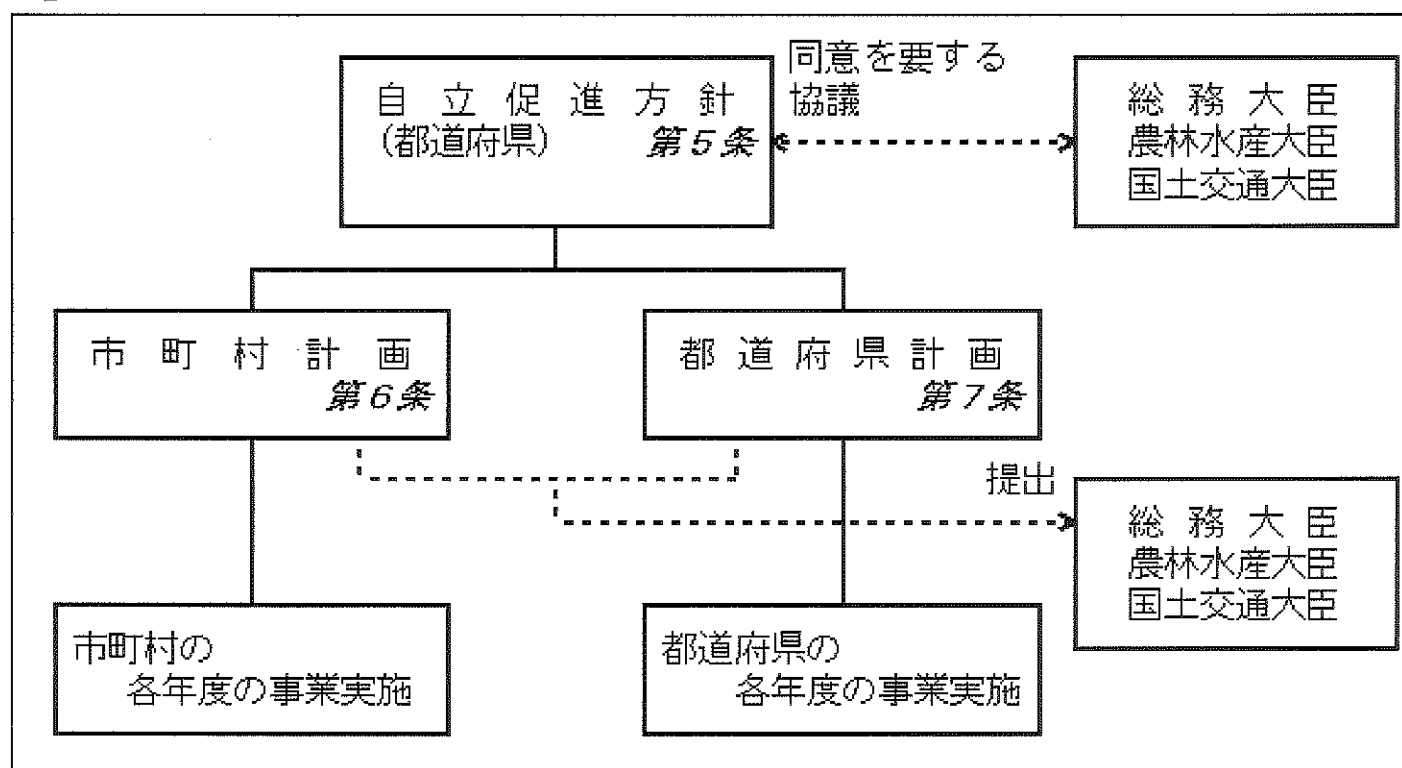
新たな過疎対策における都道府県の役割について

過疎対策室

現行の過疎法（都道府県の役割関係）①

- 現行過疎法では、都道府県は、当該都道府県における過疎地域の自立促進を図るため、「過疎地域自立促進方針」（以下「自立促進方針」という。）を定めるものとされている（法第5条）。
- 加えて、都道府県は、自立促進方針に基づき、過疎地域の自立促進を図るため、「過疎地域自立促進都道府県計画」（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとされている（法第7条）。
 - ・ 自立促進方針は、市町村計画及び都道府県計画の策定指針としての役割も果たしている。
 - ・ 都道府県計画は、都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画であり、その性格及び内容は、市町村計画と重複し、競合するものではなく、それぞれ役割を分担しあうものである。

【制度の体系】



現行の過疎法（都道府県の役割関係）②

【過疎地域自立促進特別措置法(抄)】

（過疎地域自立促進方針）

第五条 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針（以下「自立促進方針」という。）を定めるものとする。

2 自立促進方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 過疎地域の自立促進に関する基本的な事項
- 二 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- 三 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備、過疎地域における情報化並びに地域間交流の促進に関する事項
- 四 過疎地域における生活環境の整備に関する事項
- 五 過疎地域における高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- 六 過疎地域における医療の確保に関する事項
- 七 過疎地域における教育の振興に関する事項
- 八 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項
- 九 過疎地域における集落の整備に関する事項

3 都道府県は、自立促進方針を作成するに当たっては、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。

4 都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意しようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

（過疎地域自立促進市町村計画）

第六条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

2～6 略

（過疎地域自立促進都道府県計画）

第七条 都道府県は、自立促進方針に基づき、過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）を定め、これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出するものとする。

2 都道府県計画は、前条第二項各号に掲げる事項について当該都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とする。

3 都道府県は、都道府県計画を作成するに当たっては、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域の見地に配慮するものとする。

4 前条第五項の規定は都道府県計画の提出があった場合について、第一項及び同条第五項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

現行の過疎法（都道府県の役割関係）③

都道府県代行制度

- 現行過疎法では、さらに、「都道府県代行制度」が設けられている。（法第14条、15条）
- これは、基幹道路と公共下水道について、都道府県が、都道府県過疎地域自立計画に基づき、財政力や技術力が十分でない過疎市町村に代わって整備を行うもの。
 - ・ 代行道路整備の対象となるものは、過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道で関連行政機関の長が指定するものの新設・改築である。
 - ・ 下水道代行整備の対象となるものは、過疎地域の市町村が管理する公共下水道のうち、国土交通大臣が指定するものの幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設の設置である。

【過疎地域自立促進特別措置法(抄)】

（基幹道路の整備）

第十四条 過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道（過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。）で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの（以下「基幹道路」という。）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

- 2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わってその権限を行うものとする。
- 3 第一項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業（以下「基幹道路整備事業」という。）に要する経費については、当該都道府県が負担する。

4～6 略

（公共下水道の幹線管渠等の整備）

第十五条 過疎地域における市町村が管理する公共下水道のうち、広域の見地から設置する必要があるものであって、過疎地域の市町村のみでは設置することが困難なものとして国土交通大臣が指定するものの幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設（以下「幹線管渠等」という。）の設置については、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第三条第一項の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

2・3 略

- 4 都道府県は、第一項の規定により公共下水道の幹線管渠等の設置を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該公共下水道の公共下水道管理者に代わってその権限を行うものとする。

5 略

- 6 第一項の規定により都道府県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業（以下「公共下水道幹線管渠等整備事業」という。）に要する経費については、当該都道府県が負担する。

7～10 略

現行の過疎法（都道府県の役割関係）④

医療の確保

- 加えて、現行過疎法では、「医療の確保」についても、都道府県の責務を定めている。（法第16条）
 - ・ 過疎地域における医療を確保するため、無医地区の解消を市町村とあわせて都道府県の責務とし、次に掲げる事業を実施するよう規定。（※なお、その経費の二分の一は国が補助する旨も規定。）
 - 診療所の設置
 - 患者輸送車の整備
 - 定期的な巡回診療
 - 保健師による保健指導等の活動
 - 医療機関の協力体制の整備
 - その他無医地区の医療の確保に必要な事業
- また、過疎地域の市町村が地域内の医療を確保するために実施する事業について、国とならんで、都道府県にも適切な配慮をするよう規定。（法第17条）

高齢者の福祉の増進

- さらに、現行過疎法では、「高齢者の福祉の増進」についても、都道府県の役割を明記している。（法第18条）
 - ・ 過疎地域の市町村が高齢者の福祉の増進を図るために、老人デイサービスセンターに居住部門をあわせて整備しようとする場合に、都道府県が整備費の一部を補助することができる旨を規定。

現行の過疎法（都道府県の役割関係）⑤

【過疎地域自立促進特別措置法(抄)】

（医療の確保）

第十六条 都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 診療所の設置
- 二 患者輸送車(患者輸送艇を含む。)の整備
- 三 定期的な巡回診療
- 四 保健師による保健指導等の活動
- 五 医療機関の協力体制の整備
- 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2 都道府県は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

- 一 医師又は歯科医師の派遣
- 二 巡回診療車(巡回診療船を含む。)による巡回診療

3 国及び都道府県は、過疎地域内の無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師の確保その他当該無医地区における医療の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。)に努めなければならない。

4 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。

5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により二分の一を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

第十七条 国及び都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて前条第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

（高齢者の福祉の増進）

第十八条 都道府県は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、市町村計画に基づいて行う事業のうち、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部を補助することができる。

3 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、都道府県が都道府県計画に基づいて第一項に規定する施設の整備をしようとするときは、予算の範囲内において、当該整備に要する費用の一部を補助することができる。

新しい過疎対策における都道府県の役割について①

～各都道府県における過疎対策研究会等からの提言等より～

議論の方向性

交流・移住施策などソフト施策における都道府県の役割の重視

<地方からの提言の例>

- 今後の過疎対策においても引き続き、基礎自治体である市町村の取組が重要となる。
- その上で都道府県には、広域的な観点からの総合的取組や、個々の自治体では解決が難しい課題への対応が求められる。
- そこで、新しい過疎対策においては、都道府県について、何らかの形でこれまでよりも積極的に位置づけることが必要ではないか。(※あわせて、都道府県の行う過疎対策事業に対する財源措置の充実を求める声もある。)
- 例えば、分野別に見ると、過疎地域の活性化に向け、都市住民との交流・移住施策を推進していくことは、非常に効果的である。
- しかし、交流・移住希望者の募集、空き家の整備などは、市町村レベルだけでは取り組みが進みにくいケースもある。
- そこで、広域的コーディネート機能を有し、ノウハウの蓄積もある都道府県が、より積極的な役割を担うと良いのではないか。
- その他、ハード面のみならず、ソフト施策全般にわたって、都道府県の役割を強化し、地域の課題解決に向け、都道府県・市町村・地域団体が連携した取り組みを進めていくべきではないか。

新しい過疎対策における都道府県の役割について②

～各都道府県における過疎対策研究会等からの提言等より～

【地方からの提言例】

高知県地域振興総合協議会「次期過疎対策法の制定に向けての提言（過疎対策の具体的な提言）」（平成20年11月）（抄）

Ⅶ 定住環境の整備

（２）移住交流施策の推進

◎過疎地域の価値を都市住民と共有するための移住交流施策を積極的に推進するとともに、県・市町村が連携して実施するUJIターン者の定住支援施策を支援すること。

【提言の理由】○行政ばかりでなく、地元NPOが地域に密着した情報を提供し、効果的なマッチングにより成果を上げている事例もあり、地域の担い手となるUJIターン者の定着を図るためには、地域団体を含めた県・市町村の連携した取り組みができるよう財源措置が必要である。

山形県過疎地域等振興懇話会「過疎地域等における新たな支援・振興策について」（平成21年2月）（抄）

Ⅳ 支援・振興策の推進に向けた課題

３ 県と市町村との連携の強化

○ 地域住民の主体的取組みを促進するため、それぞれの地域の状況に応じた的確な支援が求められるなか、県としても、市町村が期待される役割を果たせるよう、市町村と連携したノウハウの蓄積とその提供など、市町村に対するソフト面での支援を強化していく必要がある。

新しい過疎対策における都道府県の役割について③

～各都道府県における過疎対策研究会等からの提言等より～

【地方からの提言例】

徳島県過疎対策研究会『過疎地域自立促進特別措置法』失効後の新たな対策について 徳島からの提言」(平成20年8月)(抄)

(1) 新たな着眼点

イ 都道府県の役割の強化

都道府県は、現行制度上、法律に基づく「自立促進方針」や「都道府県計画」の策定を通じて、「市町村計画」との連携を図りながら、過疎対策事業に取り組んできたが、補完的な役割にとどまっている。(中略)

このようなことから、従来の「市町村への協力」という立場から一步踏み込んで、都道府県における過疎債の発行などにより、「各種産業の振興」、「医療の確保」とともに、防災対策にも資する「交通の整備」等の分野について、ソフト・ハードを含めた複数市町村にわたる広域的な事業が実施できるなど、都道府県を過疎対策のより積極的な事業主体とするような仕組みが必要である。

長崎県過疎地域活性化研究会「個性豊かな地域社会実現のために～新たな過疎対策に向けた具体的提言～」(平成20年9月)(抄)

Ⅲ. 今後の過疎対策のあり方

2 県の過疎対策とそのための支援制度

- 過疎地域の活性化を効果的に図っていくためには、過疎対策における県と市町の役割を明確にしながら一体的に取り組むことが重要である。具体的には、幹線道路網の整備や、企業誘致・観光交流・物産流通などの産業の振興、雇用の確保などの分野については、広域的観点から地域間の連携を図り、県が中心的な役割を担っていくことが求められている。